



盗用を防ぐには

ネットや本の情報には著作権があり、勝手に使うことはできません。

しかし、著作権法第32条では、ある条件を満たせば、自分の著作物に「公表された著作物を引用して利用することができる」と示されています。

次の文を読んで、引用するための条件（約束事）に当てはまる部分を考え、で囲みましょう。

子どもがスマートフォン（スマホ）を持つことについて、私はスマホを持つためにルールをつくることが重要だと思います。

このルールの作り方について、山本（2022）が、「家庭のルールを子どもと一緒にすることで、スマホの使いすぎなどを改善することができる」と述べています。

確かに、保護者が一方的にルールを決めるのではなく、子どもと一緒に作ることができれば、子どもも守ろうという気になるのではないかと思います。

山本あきら（2022）『スマホを子どもに持たせる前に』
〇〇出版、p19



子どもがスマートフォン（スマホ）を持つことについて、私はスマホを持つためにルールをつくることが重要だと思います。

このルールの作り方について、山本（2022）が、「家庭のルールを子どもと一緒にすることで、スマホの使いすぎなどを改善することができる」と述べています。

確かに、保護者が一方的にルールを決めるのではなく、子どもと一緒に作ることができれば、子どもも守ろうという気になるのではないかと思います。

山本あきら（2022）『スマホを子どもに持たせる前に』
〇〇出版、p19

スキルのポイント

引用をするためには、自分の書いた部分と引用部分をはっきりと区別する必要があります。例えば、自分の文章に、他人の文章を引用する場合には、他人の文章を「」（カギかっこ）でくくるなどの区別をすることで、この部分が引用であることを示す必要があります。

また、引用では、必要な部分を限定し、あなたの意見の量よりも多くならないようにする必要があります。例えば、あなたの意見を述べる際に、90%が他人の文章の引用であったらどうでしょうか。これはもはや他人の意見です。

さらに、出典の明記です。その引用がどここの情報から出典されたものなのかを示す必要があります。

